

第33回 日本犯罪社会学会・報告

第33回日本犯罪社会学会（平成18年10月21～22日、中央大学多摩キャンパス）で、尾田事務局長、嶋根研究員が研究報告を行いました。「薬物依存症者処遇の科学性」というテーマに基づき、ドラッグ・コート導入の可能性についてディスカッションを行うラウンドテーブル形式の報告でした。

「米国ドラッグ・コート制度の概要について」

報告：尾田 真言

1 ドラッグ・コート制度とは何か

ドラッグ・コートは薬物事犯者（薬物乱用が原因となって犯された他の犯罪も含む）を通常の刑事司法手続ではなく、薬物依存から回復させるための治療的な手続にのせて、その経緯を裁判官が法廷でトリートメント修了時まで1～3年の期間、集中的に監督し、トリートメントの全課程を修了した被告人に対して、公訴棄却の決定を下すなどの方法で手続を終結させる革新的な裁判制度です。2004年には1621の裁判所にまで拡大し、現在ではアメリカ全州でドラッグ・コートが実施されています。

プログラムの中心は、定期的に裁判所に出頭して、尿検査を受けるとともに裁判官の審問(status hearing)を受けること及び、NA、AA等の自助グループのミーティングに参加したり、怒りのコントロールのプログラム、親としてのスキルを身につけるプログラム、DVのグループに参加したりすることにあります。病院への解毒入院や薬物依存リハビリ施設への入所は、その必要がある人に対してのみ裁判官から課される処分であって、ドラッグ・コート・プログラムの参加者がすべてそのような施設に行くことを義務付けられているわけではありません。特筆すべき点として、プログラム参加者のリラプス（薬物再使用）は尿検査によって容易に捕捉されるのですが、それが直ちにプログラムの打ち切り＝実刑判決につながることはなく、その段階において各種のサンクション（反省文の提出、法廷傍聴の義務付け、ジェイルへのきわめて短期間の拘禁等、第1表参照）が課されるだけで、できる限りプログラムを継続させようとする努力がなされている点です。たとえば、カリフォルニア州刑事訴訟法§1000(e)は、ドラッグ・コートのプログラムの参加者はプログラムの進捗状況をチェックするために、尿検査が義務付けられるが、その陽性結果を新たな刑事訴追の証拠とはできない旨規定しています。

2 ドラッグ・コート制度の利点

ドラッグ・コート制度を導入することで得られるメリットとして次の事項が挙げられます。

薬物依存から回復させるための手続であるため再犯率が低くなる。

刑務所収容に比べてコストがかからない。

トリートメントは医療費を減少させることに役立つ。

家族関係の再建に資する。

3 ドラッグ・コート制度の問題点

逆に問題点として、次の事項が指摘されています。

裁判官に過大な裁量権があるのに、それをチェックする機能がないことは手続的に問題である。

検察官と弁護人が協調的な対応をすることで、対審構造が内蔵する基本原理の保障と司法権の独立が危機にさらされるとの危惧もある。

デュー・プロセスの権利（法定手続の保障）、迅速な裁判を受ける権利などの、憲法の保障する諸権利を参加者に放棄させた上で成り立っているという問題がある。

4 日本の薬物事犯者対策の問題点と改善策

日本では薬物の自己使用の背景に、薬物依存症という病気があるということが一般的には理解されておらず、従来、単に、薬物の自己使用事犯者には刑罰が科されるだけで、治療という側面が欠落していました。そのために、たとえば覚せい剤の自己使用事犯者に対しては、判で押したように、「懲役1年6月 執行猶予3年」という判決が下される反面、2度目以上の自己使用事犯者には実刑を科すだけで、刑務所の中でも数年にも及ぶ受刑生活の中でせいぜい1回1時間のプログラムが10回程度行われるだけでした。せっかく薬物使用を断絶させたのですから、スムーズに回復プログラムに乗せる道筋を用意すべきではないでしょうか。その際に参考になるのが、刑事司法制度に薬物依存症治療を組み込んだ米国ドラッグコート制度なのです。

第1表 ブルックリン・トリートメント・コート サンクション一覧

違反行為	裁判所が課す制裁	処分
新たな逮捕	判事の裁量による日数のジェイル(拘置所)への拘禁 任意的なプログラムへの参加取消	判事の裁量による処遇段階の引き下げ
プログラムから離脱したが強制的に連れ戻された場合	1回目 1～14日間のジェイルへの拘禁 2回目 15～28日間のジェイルへの拘禁 3回目 プログラムへの参加取消、実刑判決言渡	現在の処遇段階の最初からのやり直し 60日以上離脱していた場合には、処遇段階の引下
プログラムから離脱したが自発的に復帰した場合 尿検査における不正 3回以上次の違反があった場合 1)尿検査の陽性反応あるいは検査を受けなかったこと 2)約束の時刻に出頭しないこと 3)プログラムのルールに違反したが参加取消にはならなかったこと	1回目 2日間、終日ドラッグ・コートを傍聴する 反省文提出 解毒センター、リハビリ施設への入寮 ワークショップへの参加回数の増加 ケース・マネージャーとの面談回数の増加 1～7日間のジェイルへの拘禁 2回目 1～14日間のジェイルへの拘禁 3回目 8～14日間のジェイルへの拘禁 4回目 15～28日間のジェイルへの拘禁 5回目 プログラムへの参加取消、実刑判決言渡	現在の処遇段階の最初からのやり直し



コーディネーター兼司会
は龍谷大学・石塚教授
(アパリ副理事長)



ラウンドテーブルの参加者。多くの方に参加して頂きました。



嶋根研究員の報告

「ドラッグ・コートのエビデンス」

報告：嶋根 卓也

保健医療分野では、EBMという言葉が近年注目を集めています。EBMとは、Evidenced Based Medicineの略語で、日本語では「科学的根拠に基づく医療」と訳されます。科学的な調査研究により治療方法やケアが本当に患者さんのために役立っているのかを見極め、最良のエビデンス(根拠)を患者さんのために提供していこうという考え方です。この考え方は医療の枠組みを超え、教育分野や司法分野にも広がりつつあります。では、薬物事犯者に対する処遇には、どのようなエビデンスがあるのでしょうか？

今回の報告では、米国ドラッグ・コートの処遇効果を科学的に測定した評価研究(ドラッグ・コートの有効性を調べた研究)を報告させていただきました。米国では、これまでに数多くの研究が行われてきましたが、その大部分は「ドラッグ・コートは薬物事犯者の犯罪行動を軽減させる効果がある」という結果が出ています。エビデンスは、研究のデザインにより質の良し悪しが決定されますが、最も信頼できるエビデンスを得ることができる無作為化比較試験(RCT: Randomized Controlled Trial)という方法でドラッグ・コートの効果を測定した研究が近年発表されました。この研究では、薬物事犯者をドラッグ・コートで治療を義務付けるグループ(ドラッグ・コート群)と、通常の処遇を行うグループ(対照群)にランダムに振り分けています。その後、薬物事犯者の犯罪行動を比較しています。2年間の追跡結果、対照群の再逮捕率は81.3%であるのに対し、ドラッグ・コート群では66.2%と有意に低い結果が出ました。ドラッグ・コート群の中には何らかの理由で治療を中断してしまう人もいますが、少なくとも10日間以上の治療プログラムを受けたグループの再逮捕率はさらに56.7%まで下がります。

このように治療を義務付けるシステムとしてのドラッグ・コートについてのエビデンスは揃いつつある現状が伺えますが、大切なことはどのような治療プログラムと組み合わせることによって処遇効果を最大限に発揮することができるのかという点だと思います。米国のドラッグ・コートでは、外来型断薬プログラム(Outpatient Drug-Free Programs)が最も一般的な治療プログラムとして選択されています。今回の報告では、その一例としてフェローシップニュースNo.17でも紹介したマトリックス・プログラムについても報告させていただきました。

【参考文献】

- ・Reducing the Criminal Activities of Offenders and Delinquents, Doris Layton MacKenzie (Cambridge Studies in Criminology, 2006).
- ・Gottfredson, Najaka and Kearley, Effectiveness of Drug Treatment Courts: Evidence from a Randomized Trial. Criminology and Public Policy 2: 167-358. 2003.